

広
報

石岡 *Ishioka*

2015
1/15
NO.223



提供：石岡まちづくりアカデミーⅢ

石岡の陣屋門（総社1丁目）

県指定文化財である陣屋門は、江戸時代に石岡を治めていた府中松平藩の陣屋の表門です。明治に入り陣屋がなくなると、石岡小学校の校門として子どもたちを見守っていましたが、昭和44年の石岡市民会館の建設に伴い、市民会館裏側に当たる同小学校敷地内へと移されました。

昨年から今年にかけて行った老朽化による解体修理工事で、45年ぶりに元の場所に近い市民会館入り口に移築されました。

主な内容

- 誰もが利用しやすく安全で安心できる庁舎へ石岡市新庁舎建設基本計画を策定 P 2
- 平成26年分 税の申告 始まります P 4
- 2015年 農林業センサスにご協力ください P 8
- ふれあいパーティー in そ・ら・ら P 8
- 市の木 しい ● 市の花 ゆり ● 市の鳥 ひばり

石岡市メールマガジンに登録を

石岡市メールマガジンは、利用者が登録したパソコンや携帯電話などのメールアドレスあてに、市の情報をお届けするサービスです。気象・防災に関する情報や、市民の生活に役立つ各種情報を配信しますので、ぜひご登録ください。

石岡市メールマガジン 検索

モバイル版

QRコードを読み取る携帯電話やスマートフォンはこちらから▶



誰もが利用しやすく
安全で安心できる庁舎へ

石岡市新庁舎建設基本計画を策定

市の本庁舎は、昭和49年に建築され、築後約40年が経過しています。平成20年度に実施した本庁舎の耐震改修基本計画に基づく耐震診断では、建物の上部構造に耐震性能が不足している状況が確認されました。そして23年3月11日に発生した東日本大震災では、本庁舎建物の構造が損傷し、使用継続が困難となりました。現在は、増設した仮設庁舎などに全ての部署を移転し、業務を行っています。

このような中、市では新庁舎の建設に向け、新庁舎建設市民懇話会、議会庁舎建設特別委員会、庁舎建設検討委員会やパブリックコメントを実施し、新庁舎建設の指針となる「石岡市新庁舎建設基本計画」を策定しました。

石岡市新庁舎建設基本計画（案）に対するパブリックコメント結果

募集期間 平成26年10月1日（水）～10月14日（火）

意見の提出者数 4人
意見の項目数 計36件

寄せられた意見や市の考え方は、市ホームページで公表しています。
http://www.city.ishioka.lg.jp/page/page002671.html

■問い合わせ
管財課 庁舎建設推進室
☎ 23-1111（内線511）

利用しやすい
機能的な庁舎



来庁者が多い窓口は、利便性に配慮し低層階に配置するとともに、各種手続きなどにかかる時間と動線の短縮を図ります。

市民の安全・安心を支える庁舎

地域防災の拠点として十分な機能を発揮するため、耐震性に優れ、非常時にも行政機能が保持できる建物とします。

■新庁舎の基本的な考え方
現在の本庁舎の課題やアンケート調査などの結果を踏まえ、より良い市民サービスの提供と防災拠点としての機能を十分に発揮できる「誰もが利用しやすく安全で安心できる庁舎」を目指します。

経済的・合理的な庁舎

将来の様々な変化に柔軟に対応できる、コンパクトで経済的かつ合理的な庁舎にするとともに、建設コストの縮減を図ります。

誰もが利用しやすく

安全で安心
できる庁舎



バリアフリーとユニバーサルデザインに対応した庁舎



誰もが快適に不自由なく利用できるよう、バリアフリーとユニバーサルデザインに対応した庁舎とします。

まちづくりの拠点・シンボルとなる庁舎

まちのシンボルとして長く愛される庁舎とします。また、地場産木材などの積極的な利用により、温かみのある庁舎とします。



新エネルギー・省資源に対応した庁舎

新エネルギー・省資源に配慮した構造や設備システムを導入します。



事務効率の向上を目指した庁舎

各課が連携を取りやすい執務空間づくりを図ります。また、議会機能は本庁舎に集約し、高度情報化社会に対応した庁舎とします。



建設位置は現在地に

建設位置は現在地に

(石岡一丁目1番地1外)

建設位置は、複数の候補地を様々な角度から検討した結果、次の6つの理由から現在地に再建することになりました。

- ①「新市建設計画」「都市計画マスタープラン」などの上位計画に整合すること。
- ②これまで現在地に庁舎があることを前提にまちづくりが実施されてきたこと。
- ③建設事業スケジュールに影響を与える懸案事項が少ないこと。
- ④公共交通機関や主要幹線道路からのアクセスが比較

的良好であること。

⑤災害発生時などにおける関係機関との連携が比較的容易であり、安全性の確保が期待できること。

⑥本庁舎の解体費用に国の財政支援が見込めることなど、他の候補地と比較して有利な条件が多いため、現在地を選定しました。

事業手法は公設公営方式

被災庁舎の再建という性格上、整備の早期実施が必要です。

そのため「公設公営」方式を基本とし、設計者選定方法は、設計者から提示される案をもとに、市民や市の意向を反映することができ、社会情勢の変化などにも柔軟に対応できるプロポーザル方式※で実施します。

※プロポーザル方式とは、設計者を選定する際に、複数の者に企画を提案してもらい、その中から優れた提案を行った者を選定すること。

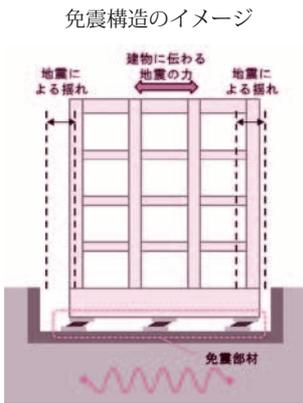
建築物は概ね9000㎡
地震に強い免震構造を導入

現庁舎規模や国の基準を基本に、今後の人口減少や財政状況などの社会情勢を考慮し、建物規模を概ね9000㎡とします。

※参考（既存建物延床面積）

- ・本庁舎 7240・12㎡
- ・分庁舎 556・48㎡
- ・その他（車庫・倉庫） 1194・88㎡

また、災害時には防災拠点となることから、地震の発生時に建物や設備に対するダメージを大幅に抑えることができる免震構造を導入します。



資金計画

最近の建設物価動向や他自治体の新庁舎建設事業の事例などを考慮し、本市における新庁舎の想定規模に基づき、本体工事としていますが、財政状況を考慮し、可能な限り節約に努めます。

財源は、庁舎整備基金のほか、震災復興特別交付税および被災施設復旧関連事業債など、有利な財源を最大限活用します。

項目	数量	単価	概算事業費	備考
建物本体工事費	9,000㎡	約50万円/㎡	約45億円	建築(免震)・電気設備・機械設備・通信設備工事など

今後の取り組みと事業スケジュール

26年度は、基本計画の策定と基本・実施設計の発注を行います。また、27年度は旧庁舎などの解体、新庁舎の建設に着手し、29年度中の完成を目指します。

主な事業内容	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
基本計画	→					
基本・実施設計		→				
建設工事			→			
解体工事			→			
新庁舎供用開始					→	

2月22日・3月1日の日曜日は、
申告相談を実施します。

税の申告

市では、申告期間中、所得税・市県民税申告の相談・受け付けを行います。申告をしないと証明書などが発行されない場合がありますので必ず申告してください。期限間近になると窓口が大変混雑するため早めに申告しましょう。

相談時間

午前の部 午前8時45分～正午

午後の部 午後1時～5時15分

※窓口延長日の水曜でも、相談時間は午後5時15分で終了します。

■問い合わせ

税務課 市民税担当 ☎ 23-1111 (内線 114)

申告会場は石岡市民会館と八郷総合支所です

平成26年分の石岡地区申告会場は、昨年同様、石岡市民会館になりますので、ご注意ください。八郷総合支所は変更ありません。

石岡市民会館 1階会議室 ☎ 22-2801 ☎ 22-2803 ☎ 22-2804

八郷総合支所 1階 101 会議室 ☎ 43-1111

受付名簿記入時間 午前7時30分～午後4時

※午前の部の申告相談および受け付けは、100人前後で締め切ります。

※午後の部の受け付けも午前7時30分からできます。

申告相談内容

平成26年分所得税の確定申告

(白色申告者のみ)

所得税の確定申告は、個人事業者などが、その年の所得の金額を計算して、国へ納める所得税額を確定する手続きです。

次の申告内容の人は、市役所ではなく税務署で申告相談をしてください

- ・青色申告・譲渡所得申告（土地・株式など）・過年度分申告（平成25年以前分）
- ・先物取引の申告・繰越控除の申告・自衛隊の若年退職者給付金の申告
- ・連帯債務の住宅借入金特別控除の申告（単独債務は受け付け可）
- ・住宅関連（認定長期優良・特定増改築など）の特別控除の申告
- ・雑損控除の適用を受ける申告（震災により被災した人で、事前に税務署で雑損控除計算書の作成が済んでいる人は市役所でも相談可能です）

給与所得のみで年末調整が済んでいる人は、申告の必要はありませんが、給与以外の所得や医療費、社会保険料、扶養人数など所得控除を追加・変更する場合は、申告が必要です。控除の種類やそれに関する必要書類は、次のページの主な控除一覧でご確認ください。

市県民税申告

市県民税申告は、市役所で発行する各種税関係証明書や国民健康保険税、老齢福祉年金、国民年金などの算定資料になります。平成26年中に収入がない場合でも、申告書を提出してください。提出がないと未申告となり、証明書が発行できない場合がありますので、ご注意ください。

申告相談時に持参するもの

認め印・口座番号の確認できるもの・各種控除証明書と、次にあげる所得が分かるものを必ず持参ください。

給与・公的年金

□源泉徴収票

□支払証明書など給与支払額が分かるもの

公的年金以外の年金など

□支払調書

株式（出資など）の配当

□支払調書

営業・農業・不動産所得

□収支内訳書（記入済みのもの）

□帳簿と経費の領収書

一時所得（生命保険の満期返戻金など）

□支払明細書など（契約先から送付され、掛け金の額や支払額などの内訳が記載されているもの）

※金額の多少に関わらず、平成26年中のすべての収入を申告してください。

アドバイス

待ち時間短縮のため

収支内訳書は事前に記入を！

農業・営業・不動産などの所得がある人は、収支内訳が必要ですが、申告相談を円滑に進めるため、必ず、事前に収支内訳書を記入してきてください。

医療費明細書は事前に記入を！

医療費控除を受ける人は、支払った医療費の領収書などの合計を計算してきてください。

公的年金を受ける人の

確定申告が一部不要に

平成23年分以降の確定申告から、公的年金などの収入金額の合計額が400万円以下で、かつ公的年金などにかかる雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告書の提出が不要になりました。※所得税の確定申告が必要ない場合でも市県民税の申告が必要な場合があります。また所得税の還付を受ける場合や、純損失や雑損失の繰越控除などの適用を受ける場合には、所得税の確定申告が必要です。

主な控除一覧

控除の種類	必要書類	備考
医療費控除	<ul style="list-style-type: none"> ・26年中に支払った医療費の領収書 ・および、 ・高額療養費や医療保険などから補てんを受けた場合はその支払明細書 	<p>あらかじめ病院や薬局別に集計してください。</p> <p>同一世帯の家族全員分をまとめることができます。</p> <p>※健康診断料・予防注射代・文書料などは含まれません。</p> <p>※医療費控除は支払った費用の一部が所得から控除される制度で、費用の一部が戻ることではありません。</p>
社会保険料控除	<ul style="list-style-type: none"> ・支払証明書 ・または、 ・領収書 	<p>国民年金・国民健康保険税・介護保険料・任意継続分など。</p>
生命保険料控除	<ul style="list-style-type: none"> ・控除証明書 ・または、 ・領収書 	<p>・旧契約の「一般生命保険料」「個人年金保険料」は、それぞれ5万円の控除が受けられます。</p> <p>・新契約の「一般生命保険料」「介護医療保険料」「個人年金保険料」はそれぞれ4万円の控除が受けられます。</p> <p>※「一般生命保険料」と「個人年金保険料」は旧契約と新契約を合算しても控除の上限額はそれぞれ4万円となり「介護医療保険料」を合わせた控除上限額は12万円となります。</p>
地震保険料控除		<p>地震保険料以外にも、平成18年12月31日までに締結された旧長期損害保険契約のみ、経過措置として控除できます。</p>
寄附金控除	<ul style="list-style-type: none"> ・支払証明書 ・または、 ・領収書 	<p>国や地方公共団体・公益法人などへの寄付金</p> <p>※学校入学金・宗教学人は除きます。</p>
障害者控除	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳 ・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・市役所・高齢福祉課で発行する認定書 	<p>自己または扶養親族の人が適用になります。また、要介護認定を受けている人は、認定書の発行を高齢福祉課で受けてください。</p> <p>※認定の度合いによっては対象にならない場合もあります。</p>
雑損控除	<ul style="list-style-type: none"> ・雑損控除計算書 ・および ・損害を受けた金額、災害などに関連して支出した金額の分かるもの 	<p>被災した家屋、塀、墓石、家財などの震災関連の申告は、税務署で雑損控除計算書を作成願います。その際、被害を受けた資産の取得時期・価格、家屋の場合は面積・取り壊しや修繕費用・支払いを受けた保険金や支援金がかかるものを持参してください。</p> <p>※詳しくは、土浦税務署へお問い合わせください。</p>
住宅借入金等特別控除	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票の写し ・借入金の年末残高証明書 ・家屋、土地の登記事項証明書 ・土地の売買契約書（要印紙） ・家屋の売買契約書または工事請負契約書（要印紙） 	

土浦税務署からのお願い

平成26年分所得税・復興特別所得税・贈与税の申告・納付の期限は3月16日（月）、消費税・地方消費税の申告・納付の期限は3月31日（火）です。

■相談会場 新治ショッピングセンター「さん・あびお」2階
（土浦市大畑1611番地）

■開設期間 2月12日（木）～3月16日（月）の平日

※2月22日・3月1日の日曜日は申告相談を実施しません。開設期間中は、土浦税務署庁舎での申告相談は実施しませんので、ご注意ください。

■受付時間 午前9時～午後4時

※混雑状況により、受付終了時間を早める場合があります。

■相談内容

・申告相談（所得税および復興特別所得税、個人事業者の消費税など、贈与税の確定申告書の作成と提出）

次の3点にご留意ください

1 復興特別所得税

確定申告書への復興特別所得税額の記載漏れにご注意ください。平成25年分から49年分までの各年分は、所得税と併せて復興特別所得税の申告・納付をすることとされています。

2 改正消費税法
平成26年4月1日から消費税率が5%（うち地方消費税1%）から8%（うち地方消費税1.7%）に変更されました。消費税・地方消費税の確定申告書の作成の際は、事前に適用税率ごとに区分し、計算する必要がありますので、ご注意ください。

3 昨年の確定申告において、公的年金が400万円以下で、かつ他の所得が20万円以下の人には、平成26年から申告書を送付しなくなりました。

所得税の還付を受ける場合や確定申告書の提出が要件となっている控除（純損失や雑損失の繰越控除など）の適用を受ける場合には、確定申告書の提出が必要となりますので、最寄りの税務署または各申告会場に備えてある申告書をご利用ください。また、国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」を利用すれば、自宅で確定申告書などが作成できますので、ご利用ください。

■問い合わせ 土浦税務署

土浦市城北町4番15号

☎029・822・1100

（自動音声案内「0」番を選択）

情報 ネットワーク

募 集

- 石岡市役所 ☎ 23 - 1111
- 八郷総合支所 ☎ 43 - 1111
- 石岡消防署 ☎ 23 - 0119
- 八郷消防署 ☎ 43 - 6491
- 火災情報 ☎ 24 - 1818
- テレホンサービス ☎ 0800 - 800 - 7766

味噌づくり教室

▼地元八郷産の大豆を使った、味噌づくり体験をしてみませんか。

日時／①2月21日(土)・②28日(土) 午前9時〜午後4時
 場所／朝日里山学校(柴内630)
 定員／各20人
 参加費／5000円(材料費、タル代、昼食代など)

申込方法／電話でお申し込みください。
 申込締切／各開催日の1週間前
 ※仕込んだ5kg分の味噌は、9月下旬にお渡しします。

■申し込み・問い合わせ
 朝日里山学校
 ☎ 51・3117

親子防災(災害) ボランティア入門体験教室

▼災害メカニズムを楽しく学ぶ「Dr. ナダレンジャー」の災害科学実験ショーやいざという時に役立つ「防災グッズ手作り教室」を行います。

日時／2月7日(土) 午後1時30分〜3時
 場所／ふれあいの里石岡ひまわりの館介護研修室
 定員／親子30組
 参加費／100円(保険料など)
 持参するもの／ハサミ一人一丁

申込締切／1月30日(金)
 ■申し込み・問い合わせ
 市社会福祉協議会
 ☎ 22・2411

石岡商工会議所
 ☎ 22・4181

ふるさとリーダー養成講座

▼地域のために何ができるかを考え、自分もまちも輝くためのヒントを見つける講座です。参加費は無料です。

日時／1月31日・2月7・14・21日(全4回・土曜日) 午前10時(初回午前9時30分)から
 場所／土浦市立一中地区公民館(土浦市大手町13番9号)
 講師／福留強氏(NPO法人全生涯学習まちづくり協会理事長)

定員／30人
 ※月曜日は休館です。
 ■申し込み・問い合わせ
 県南生涯学習センター
 ☎ 029・826・1101

末延吉正講演会

▼2015年どうなる！日本の政治と経済をテーマに、講演会を行います。入場無料です。

日時／2月6日(金) 午後3時〜4時30分
 場所／石岡プラザホテル
 定員／150人
 ■申し込み・問い合わせ
 石岡商工会議所
 ☎ 22・4181

嘱託員(介助員)

▼小中学校で、障がいなどで特別な支援が必要な児童・生徒の介助を行う嘱託員を募集します。
 勤務日／原則、月〜金曜日の週5日(1日5時間・年間175日以内)
 ※学校の都合で勤務時間が変更になる場合があります。
 報酬／時給900円
 ※最短通勤距離が2km以上の場合、通勤手当を支給します。
 勤務期間／4月〜平成28年3月
 面接予定／2月下旬〜3月中旬
 申込方法／本人が直接、または郵送で履歴書を提出してください。
 ※履歴書には必ず連絡先をご記入ください。面接日時など後日ご連絡します。

申込締切／2月20日(金) 必着
 ■申し込み・問い合わせ
 教育総務課 指導室
 ☎ 43・1111(内線1264)

石岡一高定時制 成人特例入学者

▼石岡一高では、いろいろな事情で高校へ入学しなかったり、卒業しなかった成人のために定時課程・成人特例選抜制度を

広告掲載欄

設けています。学力検査は行わず、調査書や面接、作文で選抜します。

提出期間／2月10日(火)～13日(金)

選抜期日／3月4日(水)

■問い合わせ

県立石岡第一高等学校 定時制

☎ 22-4135

応募資格／県内在住・在勤の人で、中学校またはこれに準ずる学校を卒業して、平成27年4月1日現在、満20歳以上の入定員／40人以内(一般入学、成人特例入学を合わせて)

志願手続／卒業した中学校の校長を経ること

第40回 石岡市美術協会展

▶石岡市美術協会展を4期に分けて開催します。

第1期 (日本画) 1月25日(日)～1月31日(土)

第2期 (洋画・彫刻) 2月1日(日)～2月7日(土)

第3期 (工芸美術・写真) 2月8日(日)～2月14日(土)

第4期 (書) 2月15日(日)～2月21日(土)

会場／茨石商事口ハスタジオ…第1期・第2期・第3期(写真)・第4期

香丸資料館…第3期(工芸美術)

開催時間／午前10時～午後5時

(各期最終日は午後2時まで)

■問い合わせ 六崎 ☎ 24-2079



あんしんライフプラン講座

「臨床美術で楽しく認知症予防」

▶五感を刺激し、楽しみながら脳と心を活性化させ、認知症予防を目指しましょう。臨床美術は、本格的な芸術性を持った独自のアートプログラムに沿って創造的な活動を行うことで、脳機能の活性を促すことを目的としています。

※生涯現役プラチナ応援事業対象。当日は汚れても良い服装でお出てください。

日時／2月6日(金)

午後1時30分～3時30分

場所／ふれあいの里石岡 ひまわりの館

講師／臨床美術士(クリニカルアートをひろげる会所属)

受講料／無料

定員／30人(定員になり次第締め切ります)

申込方法／直接または電話でお申し込みください。

■申し込み・問い合わせ

地域包括支援センター ☎ 35-1127



▶臨床美術・臨床美術士は、日本における(株)芸術造形研究所の登録商標です。

お知らせ

心身に障がいを持つ人へ

自動車税減免申請の出張窓口

▼県では、申請に基づいて自動車税・自動車取得税の減免を行ってまいります。減免申請の受け付け窓口を設置します。詳しくは、県税務所に、お問い合わせください。

日時／2月13日(金)、3月10

日(火) 午前10時～正午・午後1時～4時

場所／市役所 社会福祉課(安心しあわせ館)

※新車・中古車の新規登録や、自動車取得税の減免は、土浦県税務所で受け付けます。

■問い合わせ

土浦県税務所 収税第二課

☎ 029-822-7208

広告掲載欄

広告掲載欄

ふれあいパーティー in そ・ら・ら



▶素敵なパートナーを見つける絶好のチャンス。空のえき そ・ら・らで、ビュッフェスタイルでのテーブルトークやフリートーク、手作りバター体験も行います。友達とお誘い合わせの上、ぜひご参加ください。

日時／2月15日(日)

午後12時30分 受け付け

午後1時 開会

場所／空のえき そ・ら・ら

(小美玉市山野 1628-44 ☎ 56-5677)

定員／男性20人・女性20人(男女ともに45歳までの人)

※男性は石岡・小美玉市に在住していることが条件です。応募者多数の場合は抽選になります。

参加費／男性 3,000円 女性 2,000円

※当日集めます。

受付期間／1月15日(木)～2月6日(金)

申込方法／直接または電話(平日の午前8時30分～午後5時15分)でお申し込みください。ファックス・メール・はがきでも受け付けます。氏名・性別・年齢・住所・職業・連絡の取れる電話番号をご記入の上、お申し込みください。

■申し込み・問い合わせ

〒315-8640

石岡市石岡一丁目1番地1

石岡市役所 生活環境部 生活環境課

☎ 23-1111(内線129) FAX 23-2225

✉ seikan@city.ishioka.lg.jp

主催 石岡地方結婚相談所運営協議会

後援 いばらき出会いサポートセンター



2015年農林業センサスにご協力ください

▼農林水産省では、2月1日現在で「2015年農林業センサス」を実施します。この調査は農林業の国勢調査といわれ、5年ごとに実施される極めて大切な調査です。一定規模以上の農業・林業・畜産業を営んでいる全ての世帯や会社などが調査対象となり、2月1日(日)時点の内容で回答をお願いしています。調査票の事項は、統計以外の目的には使用されません。ご



▲1月下旬から、身分証を携帯した調査員が調査対象を訪問します

☎ 23-1111(内線222)

■問い合わせ 政策企画課

フレッシュ求人情報

▼市では、ハローワークと連携して「フレッシュ求人情報」の

日版・週版を提供しています。

市役所・八郷総合支所の正面

玄関入口付近に備えていますので、ぜひ利用ください。

■問い合わせ

経済部 石岡事務所

☎ 23-1111(内線482)

広告掲載欄

広告掲載欄



10月28日～11月21日の入札結果

■落札金額について
 希) 希望価格 (「くじの採用」)
 予) 予定価格 落) 落札価格

■問い合わせ 契約検査課 ☎ 23-1111 (内線 263)
 水道課 ☎ 43-1118

事業名 (事業場所)	落札金額 (単位:万円)	請負業者
【入札日】 契約検査課・10月28日		
26 市単山王川暫定調整池整備第1号工事 (府中五丁目ほか)	(希) 3,510 (予) 3,394 (落) 3,310	篠崎建設(株)
26 国補特環第1号管渠工事 (山崎)	(希) 3,260 (予) 3,158 (落) 3,080	(株)進貢
26 国補特環第2号管渠工事 (山崎)	(希) 2,860 (予) 2,788 (落) 2,690	小桜建設(株)
26 単・市道 A3076 号線道路改良工事 (杉並一丁目)	(希) 2,250 (予) 2,225 (落) 2,135	(株)木村工務店
26 単・市道 A3069 号線歩道整備工事 (杉並二丁目)	(希) 2,030 (予) 1,979 (落) 1,920	(株)松永工務店
26 国補単独合併簡易水道統合整備工事第20号 (三村)	(希) 3,250 (予) 3,146 (落) 3,080	島田住設(有)
26 国補単独合併簡易水道統合整備工事第12号 (三村)	(希) 3,220 (予) 3,059 (落) 3,058	東亜興業(株)
26 国補単独合併簡易水道統合整備工事第18号 (三村)	(希) 2,310 (予) 2,263 (落) 2,169	大槻設備工業
26 国補単独合併簡易水道統合整備工事第17号 (三村)	(希) 1,990 (予) 1,948 (落) 1,880	小松崎工業(株)
26 公用車購入 (管財課)	(予) 209 (落) 167	(有)大塚自動車
【入札日】 契約検査課・11月7日		
選挙ポスター掲示板設置・撤去委託 (県議選) (石岡一丁目1番地1ほか313箇所)	(予) 188.4 (落) 188.4	(有)内田基礎工業
選挙ポスター掲示板購入 (県議選) (石岡市役所ほか)	(予) 160.14 (落) 160.14	(株)アレスコ
【入札日】 契約検査課・11月12日		
26 国補単独合併簡易水道統合整備工事第14号 (三村)	(希) 1,524 (予) 1,493 (落) 1,439	(株)浅野燃料
26 単・市道 B101 号線-4道路舗装工事 (小屋)	(希) 1,067 (予) 1,053 (落) 1,010	(株)岡崎土建
26 単・市道 A4063 号線排水整備工事 (東石岡五丁目)	(希) 762 (予) 733 (落) 720	(株)アグリ工業
【入札日】 水道課・11月13日		
26 石水第1号 送配水管布設工事 (小幡)	(予) 1,313 (落) 1,300	(有)塚田埋設工事
26 石水第2号 送配水管布設工事 (小幡)	(予) 1,607 (落) 1,545	堺建設(株)
26 石水第3号 送配水管布設工事 (小幡)	(予) 1,559 (落) 1,500	小桜建設(株)
26 石水第4号 送配水管布設工事 (小幡)	(予) 1,496 (落) 1,470	九島産業(株)
26 石岡市水道事業 量水器購入 (第2回) (八郷水道事務所)	(予) 369.25 (落) 244.58	愛知時計電機(株) 東京支店

26 単・市道 B219 号線水路復旧工事(10.6台風18号)(嘉良寿理)	(希) 280 (予) 273 (落) 265	(有)山田土建
26 単・市道 A6202 号線測量設計委託 (三村)	(希) 860 (予) 842 (落) 810	北美測量(株)石岡営業所
26 市道 B7557 号線 (上林・上曾線) 用地測量業務委託 (柿岡)	(希) 768 (予) 758 (落) 720	(株)アイワ技研
26 単・市道 A4185 号線測量委託 (東大橋)	(希) 139 (予) 137 (落) 130	(株)ヤマト石岡事務所
26 単・市道 A6754 号線測量委託 (井関)	(希) 138 (予) 135 (落) 130	共同測量(株)石岡営業所
26 国民宿舎「つくばね」存続調査業務委託 (小幡 2132-50)	(予) 231 (落) 190	(株)オリエンタル コンサルタンツ 茨城事務所
26 行政情報系ネットワーク機器借上 (債務負担行為) 及び設計・構築業務委託 (石岡市役所)	(予) 1,849 (落) 1,648	関彰商事(株)法人事業本部 ビジネスソリューション 部つくば支店

広告掲載欄

2月の各種相談

法律相談（要申込・1人30分）

3日（火）（八郷総合支所）
10・17・24日（火）（石岡市役所）
午後1時～4時30分

問① 秘書広聴課

心配ごと相談

13・27日（金）（ふれあいの里石岡ひまわりの館）
5・19日（木）（農村高齢者センター）
午後1時～3時

問 社会福祉協議会
☎ 22・2411

女性のための困りごと相談（要申込）
12・19・26日（木）（石岡市役所）
午後1時30分～4時

問① 政策企画課

身体障害者（児）・戦傷病者補装具等巡回相談

18日（木）（ワークヒル土浦）
午後1時30分～3時

※身体障害者（戦傷病者）手帳と認め印を持参

問① 社会福祉課

休日納税相談

7・14・21・28日（土）
午前9時～午後4時

夜間納税相談

4・18・25日（木）
午後5時15分～7時

問① 収納対策課

教育相談

☎ 24・5519

☎ 24・5519

ひきこもり専門相談（要申込）
第3（火）曜日 午前10時～正午

問 土浦保健所
☎ 029・821・5516

交通事故相談

☎ 029・823・1123

すこやか妊娠ほっとライン（祝日は除く）
☎ 029・221・1124

不動産無料相談会

6日（金） 午後1時～4時

問 石岡商工会議所
☎ 22・4181

年金相談（要申込）

4日（水） 問 常陽銀行石岡支店
☎ 23・1202

17日（火） 問 石岡郵便局
☎ 22・2406

2月の納税

固定資産税・都市計画税 第4期
国民健康保険税 第8期
介護保険料 第6期
後期高齢者医療保険料 第8期
納期限 3月2日（月）

11月の差押件数

預貯金	9件
給与	10件
不動産	1件
生命保険	1件
11月合計	21件
26年度累計	199件

放射線量 問①生活環境課（内線 142）

測定箇所	測定値 （単位マイクログレイ）
石岡市役所	0.067
柏原	0.068
三村	0.068

（12月15日測定）

身近な消費生活トラブルの予防と対策

生活ホットライン

キヤッシュレス決済にご用心!!

近年、クレジットカードやプリペイドカードなどに代表される電子マネーなどの利用が増えています。現金を用いることなく、インターネット上でもすぐ買い物ができるなど、便利で効率が良い反面、様々な決済の仕組みによる新しいタイプの消費者トラブルが発生しています。

事例

1 インターネットから通販サイトで商品を購入し、業者の指示で電子マネーを購入したが、商品が届かず業者とも連絡がとれない。

2 SNSに登録している知人から「手伝ってもらえますか」というメッセージを受け取り、頼まれるままにプリペイドカードを購入し、リアルコードの写真を送ったが、なりすましだとわかった。立て替えたお金は戻らなかった。

最近のプリペイドカード

・カード審査がないため、誰でも簡単に持てる無記名のカードが多く、第三者にギフトとして利用することができ、

・プリペイドカード発行会社が保有するサーバーで管理する「サーバ型」のプリペイドカードが増え、この場合、カードそのものがなくてもカードの番号だけで利用することができる。

・国際ブランドのロゴがついているお店で利用できるプリペイドカードや、メールアドレスだけでやりとりができる番号などだけが発行される電子ギフト券もある。

トラブルに遭わないために

・表示や金額を確認した上で支払い手続きを行う。

・絶対に、口頭やメールなどでプリペイドカード番号を業者に伝えたり、指示された番号にチャージしたりしない。

・プリペイドカードを購入したことを証明するレシートなどを保管する。

※トラブルに気づいたら、早急にプリペイドカード発行会社に連絡する！

消費生活に関するご相談は ■ 問い合わせ 消費生活センター（石岡市役所本館内） ☎ 22-2950
相談日 月～金曜日（午前10時～正午・午後1時～4時30分）

「広報いしおか」をより身近に。



市民の広場

No.65



▲青い空に良く映える紅白のならせ餅

お正月の行事

山の木の根元に白米とあられ餅を供え、山仕事の無事を祈る山入り。鋤で三本の畔を作り、真ん中の畔に白米とあられ餅を供えて、豊作を祈る鋤入り。

新年を祝い、良い一年であるようにと祈りを込めて行われてきた、かつての正月の行事です。季節の風習には、自然の恵みに感謝し、その土地で無事に暮らしているようにという願いが込められています。

美しい餅花「ならせ餅」

満月をひと月の始まりと考える暦では、15日は小正月と呼ばれます。この小正月に飾られるのが、ならせ餅。紅白の餅を丸形や繭玉形に丸めて、檜の木の枝いっぱいにつけたもので、茨城県の伝統的な風習です。1月15日に米や繭、木綿の豊作を祈って飾られます。

白を伏せ、その上に石白をのせて、石白の穴に差し込んで土間に飾っていました。昭和30年代後半になると新築された家から土間が消え、ならせ餅を飾る場所がなくなったことで、この風習が消えていったそうです。

しかし、餅花の美しさが見直され、子どもたちに地域の風習を伝えるために、復活させる家や幼稚園などが増えています。1月20日には、ならせ餅を枝から外し、お雑煮にして食べます。

これから寒さがさらに厳しくなりますが、澄み渡る冬の青空を紅白で彩るならせ餅は、ほっと温かい気持ちにさせてくれる冬の風物詩です。

(参考文献 八郷町史)



▲つきたてのお餅を小さく丸めます

情報を提供ください

■「市民の広場」では、市内の素敵な風景、魅力的な人、おもしろいものなどを紹介していきます。

市民の皆さんに広く知ってほしい情報から、へえそうだったんだという情報まで、幅広くお待ちしています。

問い合わせ 秘書広聴課

☎ 23・1111 (内線213)

平成 25 年度「オアシス運動」標語の部 入賞作品

■ あいさつを 交わした日から いい気持ち

遠藤 冴 (高校生)

■ 伝えよう 感謝の心 ありがとう

菅谷 舞 (高校生)

■ 問い合わせ 生涯学習課 ☎ 43-1111 (内線 1365)